

この度は当犬舎の子犬をお選び頂き誠にありがとうございます。将来、当犬舎で子犬を迎えてよかったですと思つていただけるよう、スタッフ一同精一杯ワンちゃんのお引き渡しまでのお世話など対応させて頂きます。

ご予約は電子署名または契約書類の郵送でも受け付けております。

ご予約の際は子犬の表示価格 50%または全額前払いとなっております。キャンセル・返金は行っておりませんのでご注意下さい。

お支払い方法は、paypay、クレジットカード（一括、分割払い）、ペットローンがご利用可能です。

契約内容

生命保証について

以下に当てはまる場合、獣医師発行の診断書と引き換えに子犬代金の全額返金を致します。

ただし、当該子犬代金を補償限度額とし、いかなる場合も限度を超える保証は致しません。また、子犬以外の保証は致しません。（例：診断書作成費用、交通費、輸送費、餌代等）

子犬お引渡し日より 1ヶ月以内に死亡した場合。

子犬お引渡し日より 1ヶ月以内に生涯日常生活に支障をきたす障害・疾患が発見された場合。

ただし、以下に当てはまる場合は保証適用外とします。保証期間外（死亡保証は死亡した日、障害・疾患保証は診断の確定した日）飼育者の故意・過失・事故・迷走の場合犬の病気が人やペットに伝染した場合に生じた治療費などの損害。

子犬の引渡し時期。遅延了解について

子犬のお引渡しは生後 70 日以降とさせていただいております。

子犬の発育状況や体調によってお引渡しの日程に遅延が生じる場合があります。

遅延によるキャンセルはお受けできません。あらかじめご了承下さい。

キャンセル・返金について

原則としてご予約後の「返犬」「返金」「交換」「キャンセル」「予約している犬の変更」はできません。

但し以下の場合は、その限りではありません。

当方から予約の解除が出来る場合

- ご予約中の子犬に何らかの障害・奇形・疾患などが現れた場合
- 子犬の体調によりお引渡しが出来ないと判断した場合
- 予約を頂いているお客様や迎えられる環境が子犬を飼育するに相応しくないと判断した場合

お客様から予約の解除が出来る場合

- ご予約中の子犬に何らかの障害・奇形・疾患などが現れた場合

上記記載事項以外の理由で予約の解除は出来ません。

上記記載事項による予約の解除が行われる場合、当方は速やかに受領した予約金の全額を返金いたします。

ただし、見学に来るための交通費やお客様でご用意されたペット用品など、当方が受領した金額以外の保証・返金はいかなる理由でもお受けできません。

上記記載事項以外の理由で予約の解除を行う場合、キャンセル料として子犬代金の50%を頂きます。

但し、お客様が依頼された追加ワクチンやマイクロチップ・識別番号刺青など、当該犬に対し施術済みの場合は返金対象外となります。

ご注意

フレンチブルドッグやボストンテリア、パグなどの犬種は臍ヘルニア・そけいヘルニアの発生頻度の高い犬種です。子犬をお渡しするまでに、臍・そけいのヘルニアがみられた場合にはこちらで整復処置をしてからお渡しさせて頂きます。詳しくは「[よくある質問](#)」をご覧下さい。ごく小さなヘルニアに関しては、成長につれて閉じていく、もしくは分からないほどになりますので整復処置をしない場合もございます。

子犬と一緒にお渡しするもの

- 子犬についての飼育説明書(ワクチン接種時期・ご飯の与え方など)
- ワクチン接種証明書
- こちらで使っていた匂いのついたおもちゃ・タオルなど
- 子犬を直接お渡しできるお客様にはこちらで食べているドッグフードのスタートセット(ドッグフード800g・計量カップ・冊子) 空輸でお渡しのお客様にも60サイズ宅急便送料をご負担頂けましたらお送りできますので、必要の際はお申し付け下さい。
- 血統書（血統書の郵送までに**2~3カ月期間を要します**。引越しなどで、契約住所地以外に送付をご希望される場合、事前にお知らせください。）

免責事項

お引渡しする子犬に関する免責事項を設けさせていただいているのでご一読ください。

- (1)チワワに関する泉門(頭頂部の頭蓋骨の閉鎖不全)
通常の犬(在来種や原種に近い犬)としては泉門は閉鎖しているのが通常ですが、チワワに関しては、改良の過程でほとんどのチワワに泉門の開きがありますので保証対象外とさせていただきます。泉門の大きな子犬に関しては超音波検査にて水頭症検査を行っていますが脳内の水の貯留が軽微なものについても保証対象外とさせていただきます。
- (2)短頭種の呼吸器に関する免責事項
短頭種(フレンチブル、ボストンテリア、パグ)に関して短頭種呼吸器症候群(鼻腔狭窄や軟口蓋過長など)に関してもこれら犬種の特性上保証対象外となります。

- (3) 短頭種の背骨の変形に関する免責事項
通常の犬(在来種や原種に近い犬)に比べ短頭種は背骨の変形が指摘される事例が多くあります。フレンチブルドッグに関しては全国ほとんどの犬で変形(通常の犬との違い)が認められるとの報告があります。こちらも犬種特性上の事由ですので保証対象外となります。
- (4) 原虫類(ジアルジア、トリコモナス)について
全国の調査では生後1~9ヶ月の子犬では54.9%が陽性を示すというデータがあり90%が1歳になるまでに自然治癒するとされています。当犬舎では直接検鏡によって陰性を確認してからお引渡しを行っていますが、抗原が検出される場合があります。日和見感染と言われることもあり重症化することはありませんが検出された場合でも免責事項とさせていただいています。
- (5) 遺伝子疾患
お引渡し後、お客様側で遺伝子検査を行い発症していない疾患が見つかった場合
遺伝子検査について※3をご覧ください。
- (6) 停留睾丸
停留睾丸は生後半年になるまで診断出来ないため、免責事項となります。

お支払について

署名頂いた契約書到着まで、ご予約はお取り置きは致しかねます。

契約書到着後**金融機関 3営業日以内に代金の 50%もしくは全額をお支払い下さい。**

振込み手数料はお客様ご負担にてお願い致します。

ご予約時 50%お支払の場合、残金は子犬のお引渡し時にお支払い頂きます。

輸送の場合は発送日前日までに入金の確認が出来るようお願い致します。

クレジットカード

当店の端末以外(メールなど)で決済処理を行う場合は一括払いのみの取り扱いになります。

店頭(対面)でのご利用はその場で端末で分割一括どちらも決済可能です。

お客様のカード会社指定の回数で分割払いがご利用いただけます。

クレジットカードご利用の場合は手数料としてお支払額合計の 4%が別途かかります。

分割払い

信販会社によるペットローンのお取り扱いもございますので

分割払いがご利用いただけます。(信販会社によるローン審査有)

お支払いは現金やお振込、クレジットカードやペットローンなどお好きな割合で組み合わせてのご利用可能です。

反社会的勢力排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、以下の1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合、契約を解除されることに同意し、それに対して異議は一切申し立てず、一切の損害賠償請求を行いません。

1 契約の相手方として不適当な者 （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（當時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）であるとき （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき （3）役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接のあるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき （4）役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき （5）役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者 （1）暴力的な要求行為を行う者 （2）法的な責任範囲を超えた不当な要求行為を行う者 （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者 （4）偽計又は威力を用いて契約担当職等の業務を妨害する行為を行う者 （5）その他前各号に準ずる行為を行う者

3 下請負契約等に関する契約解除 （1）貴所との契約において、下請負人等（下請負人（下請負が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。））が解除対象者（1及び2に記載する要件に該当する者をいう。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除します。 （2）下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除するための措置を講じないときは、契約を解除されることに同意し、それに対して異議は一切申し立てず、一切の損害賠償請求を行いません。

動物愛護法第八条第四号による特性及び状態に関する情報

イ 品種等の名称各子犬紹介欄に記載

ロ 性成熟時の標準体重、標準体長

その他の体の大きさに係る情報

- フレンチブルドッグ・体重8~13キロ・体高30センチ
- ボストンテリア・体重6.8キロ未満~11.2キロ以下・体高28~38センチ
- チワワ・体重2.7キロ以下・体高15~23センチ
- パグ・体重6.5~8キロ・体高25~28センチ

ハ 平均寿命その他の飼養期間に係る情報小型犬平均寿命8年~15年

ニ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模逃走防止の為、鉄又はステンレスそれに順ずるものを使用した、ケージ又はサークルを用意する。また犬の体の大きさや習性に応じたものにする。設置場所は室内が望ましい。

ホ 適切な給餌及び給水の方法幼犬の場合、一日2回から3回の給餌をする。成犬は最低一日1回以上の給餌をする。給餌量については子犬お渡し時に与え方の説明書を個別に添付している。給水においては絶えず新鮮な水を飲めるよう用意する事。

ヘ 適切な運動及び休養の方法体調や気候に合わせながらストレスの溜まらない様にできるだけ毎日の散歩・運動の実践。運動時も逃走・安全の確保の為、リード・首輪・胴輪などの着用。

ト 主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法子犬の死亡要因の多くは犬特有の伝染病になるが、いずれの伝染病もワクチンにより予防可能。伝染病ワクチンプログラムについては、[子犬を迎える方へ](#)参照。人畜共通感染症においてはかなりの数が存在し、法律で予防が定められている狂犬病をはじめウィルスや細菌、寄生虫感染症などに気をつける必要がある。近年北海道で被害が出ているエキノコックスなどが挙げられる。

チ 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用(哺乳類に属する動物に限る。)不妊又は去勢の措置の方法及びその費用(哺乳類に属する動物に限る。)不妊・去勢費用は病院により価格差がありますが、1万5千円~4万円。オスよりもメスのほうが費用が若干高い。メスは卵巣・子宮の摘出の場合は精巣の摘出。各自治体により助成金が出る場合があるので要確認。

リ チに掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置(不妊若しくは去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。)チに掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置(不妊若しくは去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。)適切な飼育管理をし目の届かない状況での他の犬との接触を予防し逃走の防止に努める事。メスのヒート(発情)期間中はオスとの接触を避ける。発情期間中に飼育者の不本意な交配を行なってしまった場合でも 初期段階であれば簡単に墮胎する事ができる為獣医師に相談する事。

ヌ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容 犬を遺棄又は虐待した者に対しては、下記の法令が適応されます。

- 愛護動物をみだりに殺したり、傷つけた者⇒5年以下の懲役または500万円以下の罰金
- 愛護動物にみだりに虐待を行った者、遺棄した者⇒1年以下の懲役100万円以下の罰金

また犬を飼育する者は、年に一度の狂犬病予防接種と最寄の市町村に飼い犬登録が義務付けされています。

ル 性別の判定結果各子犬紹介欄に記載。

ヲ 生年月日(輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等)各子犬紹介欄に記載。

ワ 不妊又は去勢の措置の実施状況(哺乳類に属する動物に限る。)当犬舎では子犬のみの販売の為、販売するすべての犬に不妊・去勢手術は、行なっていない。

力 生産地等京都府船井郡京丹波町豊田シミ 105-2 Nexus

動物取扱業 販売 京都府登録第 0410135-1 号 電話 0120-963-915

ヨ 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等販売するすべての子犬に一回以上(販売時の月齢により2回及び3回の場合も有)の混合ワクチン接種済み。病歴等ある場合は各子犬紹介欄に記載。

タ 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況(哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。)当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況(哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。)当犬舎に在舎している犬は遺伝性疾患症状無し。他犬舎より購入し繁殖に用いている犬に関しても、親及び同胎子に係る遺伝性疾患の報告は受けていない。

レ イからしまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項イからしまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項当サイトQ&A及び子犬を迎える方へを参照

契約日 年 月 日

販売者 グローバルペット株式会社

代表取締役 近藤 正幸

京都府船井郡京丹波町豊田シミ 105-2

電話番号 0771-82-0410

購入者氏名

住所

電話番号

電子契約の場合、契約日時及び署名捺印は電子契約締結時に発行されるデータを利用し実際の署名捺印と双方相違ないものとする。

内容改変日 2024年11月1日